

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和7年12月12日（金）
午前10時01分～午後2時33分
場 所： 第二委員会室

出席委員 (6人)	委員長	あらたに 隆見	副委員長	岸 田 めぐみ
	委員	しらた 満	委員	上 杉 ただし
	委員	三 階 道 雄	委員	石 山 ひろあき

出席説明員	くらしと文化部長	古 谷 真 美	平和・人権課長(兼)	西 村 理恵子
			TAMA女性センター長	
	都市整備部長	小 柳 一 成	都市計画課長	松 本 一 宏
	ニュータウン再生担当課長	内 田 直 人	道路交通課長	宍 戸 俊 介
	交通対策担当課長	田 中 宜 久		
	環境部長	横 堀 達 之	公園緑地課長	長谷川 哲 哉
	資源循環推進課長	星 野 正 春		
	(兼)資源化センター長			
	下水道部長	檜 島 幹 夫		
	下水道課長事務取扱			

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第87号議案 市道路線の認定について	可決すべきもの
2	第85号議案 多摩市営駐輪場の指定管理者の指定について	可決すべきもの
3	7陳情第1号 自宅内の放射線と電界磁界の異常についての陳情	不採択すべきもの
4	第104号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5	第105号議案 多摩市立多摩中央公園内駐輪場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6	所管事務調査 緑の管理について	継続調査
7	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直し（素案）について	平和・人権課
2	南野二丁目地区地区計画変更に係る進捗状況について	都市計画課
3	多摩市立地適正化計画の策定に係る進捗状況について	都市計画課
4	生産緑地地区の都市計画変更について	都市計画課
5	特定生産緑地の指定について	課税課 経済観光課 都市計画課
6	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課
7	メタセコイア通りの街路樹基本剪定について	道路交通課
8	舗装補修工事について（令和7～8年度）	道路交通課
9	道路整備計画等の改定について	道路交通課

10	多摩市ミニバス再編について	交通対策担当
11	多摩市交通マスタープラン（素案）について	交通対策担当
12	自動運転バスの実証運行について	交通対策担当
13	多摩市第3 放置自転車等保管場所の閉鎖について	交通対策担当
14	廃食油の拠点回収実証実験の結果について	資源循環推進課
15	「多摩市下水道事業経営戦略」の改定に向けた取組について	下水道課
16	多摩市下水道総合治水対策方針策定に向けた取組みについて	下水道課
17	多摩市下水道条例及び多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	下水道課
18	令和7年度多摩市公共下水道事業計画の変更について	下水道課
19	流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村負担金（上限額）について	下水道課

午前10時01分開会

○あらたに委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているのので、これより生活環境常任委員会を開会する。

○あらたに委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

それでは、まず日程第1、第87号議案市道路線の認定についてに関して現地視察をし、それから審査に入りたいと思うが、いかがか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

午前10時02分休憩

午前10時52分再開

○あらたに委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第1、第87号議案市道路線の認定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○小柳都市整備部長 本議案についてご説明させていただく。本案は、開発行為により移管を受けた整備済み道路を市道路線として認定するものである。認定路線概算数量であるが、幅員4.5メートルから5メートル、延長21.76メートルとなっている。これらの市道路線の認定により、市道の路線総数は1,668路線、総延長は約302.5キロメートルとなる。よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願いする。

○あらたに委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

○しらた委員 現場を見てきたが、現地に関しては市道路線になったところから野猿街道へ出るところまでずっと多摩市の市道なのか。

○中央道路交通課長 言われるとおりである。

○しらた委員 では、野猿街道まで、一方通行のところまでか。

○中央道路交通課長 厳密に言うと、野猿街道の歩道の部分は東京都さんの土地になると思うが、その手前までは我々多摩市の道路になっている。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第87号議案市道路線の認定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○あらたに委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第85号議案多摩市営駐輪場の指定管理者の指定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○小柳都市整備部長 第85号議案についてご説明させていただく。本案は、令和8年、2026年4月からの多摩市営駐輪場の管理運営について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、NCD株式会社を指定管理者に指定いたしたく提案するものである。詳細については交通対策担当課長から説明させていただく。

○田中交通対策担当課長 案件2の資料をご覧願う。これまでの経過等についてまとめさせていただいているものである。詳しくは9月の委員会でご説明させていただいたが、その後、経過のところをご覧いただくと、11月に市の内部の個人情報保護安全管理委員会に協議をかけたところである。また、その事業者と仮協定を締結したところである。

2ページ目をご覧いただくと、対象の事業者の詳細を書かせていただいている。

また、今後の予定としては、12月に議決をいただいた後に事業者と本協定を締結する。本協定締結後、新たな料金等については事業者のホームページ等で周知をさせていただくものである。4月1日から本事業者が業務を開始する予定になっている。

9月に市の選定委員会で行った審査結果報告書を入れさせていただいている。前回の資料とそのまま同じであるので、本日、説明自体は割愛させていただきたいと思う。

○あらたに委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。上杉委員。

○上杉委員 前回、多摩市営駐輪場の指定管理者を選定するに当たって、多摩市から料金プランの説明があった。その中ではこれまであった学割等も全部消えてしまっていて、そういったことに対して三階委員が、学生や市民に対して

寄り添ってほしいという提案をこの委員会の中でもしていたが、実際この事業者から出されたプランでは、学割等も値段は少し上がるがしっかりと入っていて本当に良かったと思っている。それで、この事業者を選定するに当たって多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会ではどのような意見が出されたのか、もし発言できることがあれば教えていただければと思う。

○田中交通対策担当課長 詳細については審査結果報告書に記載させていただいているが、これまで長く運営をされてきたことによる安定的な運営体制と、他市と比べても非常にすばらしいインターネットを用いた予約システム、これまでの経験に基づいて今後の運営改善に対する肯定的な意見も非常に多かったかと思っている。また、料金体系についても、市側の考え、議会で皆様が言われていたご意見等も反映されたところが高く評価されたと理解している。

あと、料金体系のところでは、例えば多摩センター西の駐輪場においては1階と2階と3階でそれぞれ料金を分ける、あと上段と下段でも少し料金差をつけることによって全体的な混み具合も改善していこう、今後の実際の利用状況に応じるがさらに上段ラックを少し減らしていき、ラックのないスペースを置いてお子様を乗せるための少し大型の自転車なども止めやすくするような提案もいただいて、そういったところが委員会でも評価されたのかと理解している。

○上杉委員 物価高騰も続いている中で、引き続き市民の生活に寄り添った対応をしていただければと思うのでよろしく願います。

○しらた委員 同じようなことを聞いてしまうと思うが、大型化して大変重い電動自転車、今、交通対策担当課長が言われた2人乗り等いろいろあるが、その辺でのラックの改善といった提案もしっかりとあったのか。

○田中交通対策担当課長 今回4月のタイミングですぐにラックを入れ替えるという計画はないが、今後の利用状況やラックの状況などを見ながら引き続き改善を図っていくといった形でのご提案をいただいたものである。

○しらた委員 ということは、今後の改善の課題としてはしっかりと捉えているということか。

○田中交通対策担当課長 長くここでやられているというところもあり、今までの市民からの要望については非常によく理解いただいているかと思っている。

○しらた委員 あと、空きスペースなども工夫されて、これから人口減少やだんだん高齢化になつたりすると駐輪場のスペースも少し大きく取れるかと思うが、その辺の工夫

も提案があったということか。

○田中交通対策担当課長 どうしても駐輪場によってかなり混み合っているところと少し余裕のあるところがあるので、それぞれによって対応が変わってくるかと思っているが、例えば自主事業としてヘルメットを置くロッカーのようなものを設置することも検討するという形でご提案いただいているので、少しずつ改善は進んでいくかと期待している。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第85号議案多摩市営駐輪場の指定管理者の指定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○あらたに委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第3、7陳情第1号自宅内の放射線と電界磁界の異常についての陳情を議題とする。

本件は、市民の生活を脅かす強い電波への新しい法律の制定に向けて、国や都に意見書を提出するように求めるものである。

陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 ご異議なしと認める。

これより意見交換を行う。意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

○上杉委員 それでは、日本共産党を代表して、7陳情第1号自宅内の放射線と電界磁界の異常についての陳情に対し、趣旨採択の立場から討論する。

本陳情の趣旨は、2022年頃より自宅内における放射線や電界磁界の数値が国や県の安全基準を超えていることにより日々大きな不安を感じているというものである。そのた

め、訴えのある世帯での計測や近隣調査の実施、市民生活を守るための新たな法律制定を国や東京都に求める内容となっている。しかしながら、国や東京都に対し新たな法律の制定を求めるには現時点で十分なエビデンスが存在しないため、現実的には難しいと考える。

一方、電磁波過敏症に悩まされる方が多摩市内にも確実におられることは事実である。陳情提出者をはじめ実際に困っている市民がいることを重く受け止める必要がある。

こうした方々に対し、総務省は電波の安全性に関する相談窓口や電磁界情報センターを設け、電磁波過敏症などで困っている方への情報提供や測定器の貸出し支援を行っている。また、世田谷区では、これらの情報を区のホームページに掲載し、区民への周知を図っている。多摩市としても同様に市公式ホームページなどで電波の安全性に関する相談窓口や電磁界情報センターの情報を掲載し、市民が正確な情報を得られるようにすることを検討してはいかかが。基礎自治体として困っている方々に正確な情報を提供することは重要な役割であり、市民の安心につながる。以上の理由から、7陳情第1号自宅内の放射線と電界磁界の異常についての陳情に対して趣旨採択の立場での討論とする。

○三階委員 7陳情第1号自宅内の放射線と電界磁界の異常についての陳情について、公明党を代表して不採択の討論とさせていただく。

このような過敏症等、様々なそういう症状があるが、電磁波の健康被害への影響に対する認識が多様であり、国でも今科学的な根拠に基づいてということではなかなか整っておらず、たしか研究中であるといったところだと思う。

また、国際機関であるWHOもまだそこまで断定していないということもあり、この影響に対してはまだ研究中で、今後出てくるかもしれないが、今のところそのような状況で、ここまでの調査をするのは時期早尚ではないかと思っている。よって、この陳情については不採択とさせていただく。

○石山委員 7陳情第1号自宅内の放射線と電界磁界の異常についての陳情について、自民党会派を代表して不採択の立場で討論する。

高い放射線や電界磁界は人体へ影響を及ぼす可能性があるため、現在既に国際的なガイドライン等により規制され、配慮が行われている。現状携帯電話基地局からの電界及び磁界についての経済産業省の電気事業法に基づく基準内で法令を遵守し、適切な対応をしているものと理解できる。また、規制のあり方についても、医学的知見や科学的根拠など高度な専門性を要する分野であり、専門的知見を尊重

しその評価に委ねるのが合理的と言えるもので、国際ガイドライン等による科学的根拠によって判断されるのが適切と考えられる。よって、新たに対応するものではないと考え、自民党会派を代表し、不採択とする。

○岸田委員 7陳情第1号、自宅内の放射線と電界磁界の異常についての陳情について、不採択の立場での討論をする。

この陳情では、訴えのある世帯への電波の計測実施、近隣電気系統の調査と市民の生活を脅かす強い電波への新しい法律の制定に向けて国や都に意見書の提出を、陳情者の身体的な不調を踏まえて求めている。陳情者が訴えられているように人工の電磁波が健康への悪影響を引き起こすことはあると考えている。ただ、陳情文にはブレーカーを落とすと体が楽になるとあり、外からの影響で自宅内の放射線や放射能や電界磁界に異常が生じるのではなく、原因が自宅内で起こっている可能性も否定できない。

また、市内の2か所にとこの場所は限られているが、本市が継続的に測定している空間放射線量測定結果を見ると、数値の変化は見られず、陳情者が訴えている2022年度以降の値の変化も確認できなかった。陳情者がどのような調査や法制定を求めているか陳情文からはよくわからず、そのため意見書を出すことは難しいと考える。

一方、陳情文には不安を抱えているとあった。先ほど上杉委員が言われたように、電波については総務省に電波の安全性に関する相談窓口が設置されており、放射能については環境省に放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターがある。相談は不安を減らす一つの方法になるのではないかと。以上申し述べて、不採択の討論とする。

○しらた委員 7陳情第1号自宅内の放射線と電界磁界の異常についての陳情について、以下の理由から不採択とすべきであると考えている。

その理由を述べるに当たり、まず陳情者の方々の健康に関する懸念が抱かれ、ご自宅での生活に不安を感じられている状況に対して深く共感の意を表す。私たち議員は、市民の皆様の健康と安全な生活環境を守る責務を深く認識している。その上で本陳情の内容を慎重に審査した結果、行政の原則に諮り、以下のとおり判断した。

第1に、陳情の根拠となる自宅内の放射線と電磁界の数値について客観的かつ科学的な根拠に基づいた信頼できるデータが必要であるという点である。行政が公的な調査や規制の判断を行うためには、国の認定を受けた測定器を用い標準化された方法で得られたデータが不可欠となる。

第2に、陳情者のブレーカーを落とすと体が楽になると

いう貴重な証言は、原因が外部の環境ではなくむしろご自宅内の電気設備にある可能性を示唆している点である。この状況は、近隣の送電線や基地局あるいは広域で広範囲な環境放射線が原因でないことも考えられる。特定の個人宅における配線やアース設備、家電製品の設置といった技術的な問題に焦点を当てるべき事象とも考えられる。

我々議会としても、市民の皆様の不安を解消するために、まず国や東京都の専門機関あるいは関連事業者による正しい測定と原因究明を強くお勧めしたいと思う。屋外の電力設備の原因の可能性がある場合は、東京電力パワーグリッドなどの相談窓口でも専門的な測定を受けられる方向である。また、屋内の配線やアース線不良が疑われる場合は、お近くの電気工事店や民間の電磁波測定専門業者などへご相談に行く方法などもある。早期解決の最も現実的な道筋となっている。このようなことから、今回の7陳情第1号自宅内の放射線と電界磁界の異常についての陳情は不採択とさせていただきます。

○あらたに委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が4名である。

不採択すべきという意見が過半数に達しているので、よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第4、第104号議案多摩市立公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、第105号議案多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

○横堀環境部長 第104号議案及び第105号議案については、同じ内容での条例の改正となるので、併せて説明をさせていただければと思う。こちらの現在進めている公園駐車場の有料化について、一部公園の開始時期を延伸をするといった内容となる。詳細については長谷川公園緑地課長よりご説明を差し上げる。

○長谷川公園緑地課長 それでは、私から改正内容の説明をさせていただきます。案件4・5の資料をお開きいただければと思う。

初めに、1の経緯・改正の目的である。公園駐車場有料化は、駐車可能台数の不足などの環境改善や利用者負担の適正化を目的に、令和4年第4回定例会において市内16公

園の駐車場を有料化する一部改正の条例案が可決され、令和5年度から7年度にかけて順次開始していくこととしている。

しかしながら、長引く物価高騰などにより駐車場整備費が上昇し続けていることから、特定財源の獲得可能性を高めることを考慮し、公園全体改修に合わせて駐車場整備を行うことで経費削減を図るため、有料化開始時期の延伸を図るものである。

令和5年度には多摩東公園、令和6年度には連光寺公園、諏訪北公園、永山南公園、貝取北公園、鶴牧西公園、宝野公園、奈良原公園の駐車場有料化を開始した。今年度、令和7年度は、大谷戸公園、愛宕東公園、和田公園の駐車場有料化開始を予定しており、既に和田公園が9月から有料化を開始している。残りの諏訪南公園、関戸公園、一本杉公園、貝取南公園、並木公園の条例施行期日について、公布の日から起算して「3年5月」から「13年5月」を超えない範囲内において改正し、期限を令和18年5月までとし、10年間延伸を図るものである。

続いて2の改正のフローのところである。先ほど説明したとおり多摩市立公園条例、多摩中央公園内駐車場管理運営条例について、市内16公園の駐車場を有料化するという一部改正を令和4年第4回定例会で行い、現在この一部を改正する条例が施行中という状況になる。その施行中の一部を改正する条例の施行期日を今回の令和7年第4回定例会で令和18年5月まで延伸する改正をお願いするという流れになる。

次のページに進んでいただいて、条文の改正内容である。まず上段の多摩市立公園条例について、令和4年第4回定例会での改正内容は、第8条(別表第3)に規定する有料施設に有料化する駐車場を追加した。既に記載のある公園には「駐車場」の文言を追加、記載のない並木公園は新項目として「並木公園駐車場」を追加した。また、改正条例の施行期日は公布の日から起算して3年5月を超えない範囲内としていた。

今回の改正では、当初の予定どおり令和7年度までに有料化を実施する公園については引き続き施行期日は3年5月を超えない範囲内とし、諏訪南公園、関戸公園、一本杉公園、貝取南公園、並木公園の施行期日を13年5月を超えない範囲内とする。

次に、多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の改正内容であるが、令和4年第4回定例会では、それまで唯一の有料駐車場があった多摩中央公園の管理運営に関する条例を全有料駐車場の管理に関する条例に改正

し、料金等を本条例に規定した。また、改正条例の施行期日は公布の日から起算して3年5月を超えない範囲内としていた。

今回の改正では、当初の予定どおり令和7年度までに有料化を実施する公園については引き続き施行期日は3年5月を超えない範囲内とし、諏訪南公園、関戸公園、一本杉公園、貝取南公園、並木公園の施行期日を13年5月を超えない範囲内とするものである。

○あらたに委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 一部の公園で公園全体の改修に合わせて駐車場の整備を行うことで経費の削減を図っていくという説明をいただいたが、残りの公園はそれぞれいつ公園全体の改修をする予定なのか、まず確認をさせてほしい。

○長谷川公園緑地課長 残りの公園の改修時期については、多摩市公園施設長寿命化計画においておおよその改修時期を予定している。ただ、今それぞれの改修スケジュールにのっとって予算要求もしていくような段になっているが、年々の査定状況によって若干遅れが生じているような状況であるので、そのスケジュールも状況に応じて少し変わっていく予定があるかと思っている。喫緊で改修予定しているところでは、今現在の予定になるが、一本杉公園が令和11年頃を予定しており、順次やっていくような予定である。

○岸田委員 喫緊の一本杉公園が令和11年でも全て期限内の令和18年5月までの中で全体改修をしていくという理解でよいのかと、公園の駐車場の整備について市民に説明会を行って今まで丁寧に進めてきたと思うが、こうやってまた延伸することについてはどう市民にお伝えする予定なのかを併せてお伺いしたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 まず今回の改正において施行期日を延ばす範囲内において工事が終わるように長寿命化のスケジュールに若干余裕を持たせて設定しているの、基本的にはこの範囲内で終わらせるようにする。また、いたずらにどんどん期日を延ばしていくようなものではなく、きちんと余裕を持ったスケジュールで再度設定させていただいているので、その範囲内できちんとやっていきたいと思う。また、今回の条例を可決いただいたら有料化の実施時期が残りの公園については遅れてくることになるので、条例を可決いただいた後、まずは市公式ホームページ等で速やかに周知を図っていききたいと思っている。

○岸田委員 あと駐車場の整備だけを行う場合と公園全体の改修に合わせて駐車場整備を行う場合とでは何かやり方が変わっていくのか。公園改修のときは地域の人と一緒に

やってきたようなイメージがあるが、そのあたりのやり方についてはどうなるのかを確認したいと思う。

○長谷川公園緑地課長 まず駐車場だけを整備してきた今までの令和5年度・6年度については、当然説明会もするが、あくまで駐車場の整備だけであるので、公園全体については影響がなかった。ただ、公園全体の改修というところでは、今ご質問のとおり全体のあり方についてきちんと設計段階から市民説明会等をする中で意見交換して進めているので、そうした中で若干進め方は違ってくるかと思っている。

また、工事の実施に当たっては一括してやるので、駐車場とそれ以外のところを別々にやるよりは当然効率化し、費用の観点からも削減効果が出てくるかと思う。また、今回延伸に当たっての大きな理由とさせていただいているのが、公園改修全体の場合は都市計画税の充当あるいは国庫補助金等の活用が可能になるので、そういった利点も出てくるかと思っている。

○しらた委員 公園全体改修に合わせて駐車場整備を行うことで経費削減を図るためとあるが、どのくらいの金額の経費が削減できるのか。

○長谷川公園緑地課長 経費の削減といったところでは、今お話ししたとおり国庫補助金等の充当が経費削減策となっている。ただ、どのぐらいかは実際の内示率に応じてるので今の段階で幾ら削減というのはなかなか出せないかと思っているが、少なくとも駐車場整備だけだとそういった国庫補助金等々がないので、確実な経費削減を図っていくかと思っている。また、一般駐車場単体工事だと都市計画事業の認可が取れない可能性があるため、全体でやることに当たって都市計画事業認可を取ることで都市計画税の充当も可能になってくるといったところでも大きな利点があるかと思っている。

○しらた委員 都・国の補助金をもらえるという形を取ることによって経費削減ができることと、この先全部公園整備ができた、駐車場もそのランニングコストの中で有料駐車場にすることによって経費が削減できる内容には何があるのか。

○長谷川公園緑地課長 質問の意図がよく理解できていなかったら申しわけないが、質問いただいたように国庫補助金等を活用することで、駐車場単体で工事をするより経費削減するところがある。有料化することによって使用料収入が入ってくるので、有料化しない場合に比べて経費がそういった意味で削減され、削減効果が出てくるかと思っている。それ以外にというご質問か。

○しらた委員 いや、それでよいが、有料化ということは、

何も収入を見込んでいないわけではなく、ある程度その収入が入ってきて、こういう整備するにはこれだけの削減ができる、その収入によって税金が今までよりもかからないということが狙いなのではないか。

○長谷川公園緑地課長 そのとおりである。有料化の収入状況については毎年決算等でご報告していくことになるが、今現在有料化を実施している駐車場が、多摩東公園は実施してから1年半ぐらいたっているが、残りの公園については、昨年の令和6年9月から開始させていただいたのが貝取北公園、以下6公園であるが、これは令和6年9月からということで年間ベースでの決算額がまだ固まっていない状況である。

今年度もまだ途中であるので結構変動しているような状況であるが、令和6年度と令和7年度の月ごとで収入ベースを見た場合、令和7年度のほうが若干上がってきている状況がある。開始した当初はどうしてもその抵抗感みたいなものがおそらくあると思う。有料化になったので控えようというのはあるが、なかなか交通手段がない方がどうしても車でないと行けないということでそもそも車を使っていたというがあるので、それが本来の交通行動に戻ることで料金収入もそれに応じて上がってくるかと思っている。安定してどのくらいの収入が得られるのかは、もう少し推移を見てから改めてシミュレーションさせていただければと思っている。

○しらた委員 少し危惧していることは、特別会計にしているわけではないし、収入が一般財源に入ってしまうと、駐車場収入がどのくらいあり、この分をこのようにかけたというのが何も見えなくなってしまうので、その辺を少し工夫していただけたら駐車場有料化にしてこのように役立っているということがもう少し明確になるかと思うが、その辺のお考えをお聞きして終わる。

○長谷川公園緑地課長 言われるとおりになかなか見えにくいところがあるので、本委員会での報告あるいは市民の皆さんには市公式ホームページ等での周知を含めて、わかりやすい収支状況の公表をしていければと思っている。

○岸田委員 先ほどしらた委員とのやりとりで、経費削減については補助金の獲得というところが大きいというご説明をいただいたが、もちろん先を見通すことはなかなか難しい部分があるが、これだけ物価高騰が続いている中では今やってしまったほうが安く済むのではないかという思いがある。それよりもそういった補助金をいただいたほうが経費削減につながるという想定をされて今回出されているということなのか。

○長谷川公園緑地課長 確かに物価高騰の上昇具合によっては、今我々が想定している後に送ることでの補助金獲得あるいは一般財源以外の都市計画税の活用が見込まれるというのが相殺されてしまう。物価高騰が激しければ言われるようなこともあるかとは思いますが、今現在においてはそこまで爆発的な物価高騰はまだ起きていないということと、少なくともこのまま予定どおりに進めれば補助金も全て獲得できない。また、全て一般財源での工事となってしまうので、そうした状況から、少しでも国庫補助金等の活用、都市計画税の充当等を含めたことを有効にやっていくほうが妥当だという判断での今回上程ということでご理解いただけたらと思う。

○三階委員 今聞いていると、都市計画税の充当、もう一つは国庫補助金の活用であるが、実際具体的な例としてどのようなことがあるのか、その部分を教えていただければありがたい。補助金の活用としてどのようなことを考えているのか。

○長谷川公園緑地課長 これまで喫緊でも多摩中央公園の改修、あるいは数年さかのぼって多摩東公園の改修があったが、その中では社会資本整備総合交付金の公園整備に係る補助金を活用させていただいているので、基本は社会資本整備総合交付金のメニューを活用していけるという想定がある。

○三階委員 具体的に社会資本整備総合交付金の内容はどのような感じなのか。

○長谷川公園緑地課長 その公園の改修後の内容あるいは改修手法によっていろいろメニューが分かれてくるが、例えば多摩中央公園においては官民連携的なメニューを使った交付金を活用させていただいたし、多摩東公園については防災対策関係のメニューを使わせていただいたことがある。いずれにせよ結構メニューが多岐にわたっているので、そのときの各メニューの補助率等々を十分参酌した上で最も有効的なものを活用していければと考えている。

○三階委員 特に大きいところは結構いろいろできそうである。一本杉公園などはいろいろできるのではないか。そこはいろいろ考えながら補助金獲得に頑張っていただきたい。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより、第104号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第104号議案多摩市立公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○あらたに委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより、第105号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第105号議案多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○あらたに委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、所管事務調査、緑の管理についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、令和7年6月18日に生活環境常任委員会の2年間のテーマを緑の管理についてとした。その後、令和7年9月12日、行政視察等の調査研究を行った成果については、その調査結果を市政への要望・提案としてまとめ、なおかつ市民にも報告する必要があるということで全員の合意が得られたため、2年間のテーマを所管事務調査として正式に位置づけた。

所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、テーマに関して、先進市として10月22日から23日にかけて岩手県盛岡市と宮城県仙台市へ行政視察を実施した。10月22日の盛岡市役所では、市が管理していた盛岡駅近くの緑地を公募設置管理制度Park-PFIを活用し、飲食店などを備えた官民連携の公園とした木伏緑地について、また市民や事業者から公園でやってみたいプランを募集し、市がその実現を支援する公園活性化プランについてお話を伺った。木伏緑地は実際に現地も見学させていただき、駅周辺の公衆用トイレの整備など、地域課題の解決やにぎわいの創出、周辺の商店街への回遊性向上などに役立っている様子がわ

かった。

翌日の10月23日仙台市役所では、伝統ある杜の都の風土を未来へ継承していくための取り組みである100年の杜づくりについて、街路樹の維持管理や更新のお話を中心に伺った。杜の都のいわれに始まり、空襲による焼失からの復興事業で街路樹や公園緑地の緑が主体になったこと、そのみどりを守る取り組みとして条例や計画を策定し、保全や普及に取り組んでいることがわかった。仙台市においても、多摩市と同様に枝の張り出し、根上がり、倒木など、街路樹の成長に伴う課題を抱えており、街路樹マニュアルを活用した維持管理、街路樹健全度調査の実施、街路樹更新計画による適正化、公園樹・街路樹剪定技能講習会による技術の向上と継承など、適正な街路樹管理のための様々な取り組みについてお話を伺うことができた。

ここまでこのように進めてきたが、今回の視察を通して得られた知見については、委員間で振り返りを行い、テーマに関する課題は何かも協議しながら、次の調査研究にどのようにつなげていくか議論を深めていきたいと考えている。については、今後とも先進市の視察や意見交換などを行う調査研究を進め、緑の管理について協議を行っていくことにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 ご異議なしと認める。

最後に、所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告するというのが議会運営委員会において確認されているので、本定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第7、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議はないか。

○あらたに委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。

(協 議 会)

○あらたに委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会案件1番、第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直し(素案)について、市側の説明を求めます。

○古谷くらしと文化部長 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直し(素案)について、令和3年度から計画期間10年間の計画のここで中間見直しということで、今年度末までの策定を目指して取り組みを進めてきた。ここで素案という形で整ったので、所管課からご説明をさせていただきます。

○西村平和・人権課長 協議会案件1の資料を用意した。資料1と資料2、また、その鏡文で説明をさせていただきます。

まず第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画については、令和3年度に策定したが、令和12年度までの10年間で計画期間として策定したものである。今般計画策定から5年目を迎え、社会情勢の変化や法改正、市民意識の変化等に対応するために所要の見直しを行うものである。中間見直しにおいては、現行の計画に掲げている基本理念や基本目標・課題については計画期間を通じて一貫して取り組むべきものとして継承し、また施策や取り組み事業を中心に見直しを行うとともに、見直し後の5年間で特に注力すべき施策を重点施策として設定した。また、中間見直し版においては、現行計画でも掲げている多摩市女性活躍推進計画、多摩市第2次配偶者暴力対策基本計画に加えて、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく市町村基本計画として多摩市困難女性支援基本計画を位置づけたものである。

重点施策として次の4つを掲げているが、この後の資料でまたご説明をさせていただきます。

3番目のこれまでの経緯としては、男女平等・男女共同参画に関する市民意識及び実態調査及び職員に対する職員意識及び実態調査、また市民ワークショップ等を実施した。併せて、学識経験者や公募市民で構成される多摩市男女平等参画推進審議会及び市内の多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議において協議を行ったものである。

今後の予定としては、本日のご報告の後、12月19日から年明けまでパブリックコメントを実施し、2月に市内

の推進会議及び多摩市男女平等参画推進審議会での協議、また経営会議で決定した上で、3月のこちらの常任委員会の協議会でご報告させていただく予定である。

続いて、計画の内容について資料1に基づいてご説明させていただきますので、資料1をご覧ください。こちらは計画素案のポイントとなるところをまとめたものになっている。

まず見直しの趣旨であるが、こちらは中間見直しに当たって、次の3点をポイントに見直しを行っている。1つ目は、コロナ禍により顕在化した、困難な問題を抱える女性への支援の強化として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたこともあるので、こちらへの対応についてをポイントとしているものである。

2点目は、市民意識調査などからもうかがえたところであるが、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識、ジェンダーに関する無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャス・バイアスの解消といったものを見直しのポイントとしている。3点目は、審議会や災害対策をはじめとした政策方針決定過程などへの女性の参画をさらに促進していくことをポイントとしたものである。

計画の位置づけ・期間については、先ほどご説明したとおり、困難女性支援基本計画を位置づけると同時に、第六次多摩市総合計画の基本計画を上位計画として位置づけているものである。計画期間は令和8年～令和12年の後期の5年間で中間見直し版の計画期間としているところである。

見直しの範囲については、先ほどもご説明したが、現行計画に掲げた基本理念、こちらの資料の右側の部分に掲げているものであるが、こちらは多摩市女と男の平等参画を推進する条例の第3条に掲げる6つの基本理念を掲示しているものであるが、こちらについては変更なく、こちらの理念に向かって男女平等参画を推進していく形を取っている。

また、計画の体系についても、4つの基本目標・11の課題については特に変更を行っていないが、その下につながる施策については、新規施策の追加、既存施策の再編を行い、32の施策から29に統合、また4つの施策を重点施策として位置づけている。さらに、そこにひもづく事業についても、94事業であったものがいろいろ再編等も加えて100事業となっているところである。

その下は、再掲になるが重点施策4つ、1点目は男女平等参画のための意識啓発と情報提供、2点目は困難な問題を抱える女性への支援、3点目は男女平等参画の視

点に立った災害に強いまちづくりの推進、4点目は被害者の安全確保と自立支援、この4つを重点施策としているところである。

続いて、今の体系図を目標としてお示ししたものである。この中で見直しを行った主な点について、かいつまんでご説明をさせていただく。資料の2ページ目になる。

1つ目、新規といった赤い線を引かせていただいているところについては、基本目標1の課題1の施策の4つ目に、教育現場等における男女平等参画推進のための意識啓発という項目を新たに設けているところである。こちらについては、市民意識調査等においてもやはり学校教育現場での啓発が重要という意見が多かったことも受けつつ、また現行においても取り組みを進めているので、ここの部分を一つ柱立てとしたところである。

2点目は、その下の困難な問題を抱える女性への支援、ここが多摩市困難女性支援基本計画に当たるところになっているが、この女性支援法は多岐にわたる重要な法律でもあることから、推進体制についてこちらに施策として柱を一つ立てたものである。その後は、名称変更、複数の施策であったものを一つに統合し、さらに取り組みの強化を図るものとして後段の施策の再編を行っている。この中で体系図に赤字で重点施策と4つ振ったものについて、3枚目の資料で追加のご説明をさせていただく。

重点施策の1つ目については、男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供といった項目になっているが、こちらは主に固定的性別役割分担、いわゆるアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、市民一人ひとりのジェンダー平等意識が醸成されるように引き続き意識啓発と情報提供を強化していきたいと考えている。主な内容としては、性別や年代を問わず参加しやすい事業を展開していく、またジェンダー平等推進国であるアイスランドに学ぶといった取り組みを行っていきたくと考えている。

重点施策2点目の困難な問題を抱える女性への支援については、女性支援法を踏まえて、複合的な課題を抱えた女性が必要な支援につながるように相談体制の整備や関係機関との連携強化に取り組みたいと考えているものである。支援調整会議という関係機関が連携する会議の設定、女性センターの相談事業について、より安全で利用しやすい窓口にしていく、また女性支援を行う民間団体との連携に向けた調査・検討を進めていくことを掲載している。

重点施策3の災害に強いまちづくりの推進についても、引き続き男女平等参画社会の視点を取り入れた、多様な

立場の人が安全・安心を感じられる災害に強いまちづくりに取り組んでいきたいと思っている。これまでも防災安全課等と連携して行ってきた啓発事業や情報提供を引き続き行うとともに、防災安全課と連携しつつ男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えている。

最後の4点目、こちらはDV被害者に対する安全確保と自立支援という項目を掲げている。重点施策2とも関連するところがあるが、被害者の安全確保と自立支援を図るため、関係機関との連携強化による支援や相談・支援情報の周知、市民への意識啓発に取り組んでいきたいと考えている。具体的には女性センター相談員の相談対応力の向上、関係機関との連携強化を事業として掲げているところである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 今回困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、中間見直しでそういった内容も盛り込まれていく中で、この計画に期待するものであるが、最近ニュースを見ていると学校や子どもたちへの性暴力が目につくようになったと思うが、それに関して、この計画の中で何か対応している部分はあるのかどうか伺いたいと思う。

○西村平和・人権課長 まずそういった性暴力・性被害の根底には固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスといった意識があることもあるので、まずそういった意識啓発を今回重点施策にしているので、しっかり取り組んでいきたいということを1点考えている。また、計画の中には、体系の中で基本目標3の人権尊重とあらゆる暴力の根絶の中に、課題として性に関するハラスメントやストーカー行為・性暴力等の防止という項目、また、その中の施策の2番目に性に関するあらゆるハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止のための意識啓発と情報提供という項目を立てている。特にお子さんということで個別に計画立てているものではないが、この部分でそういった性暴力に関する意識啓発を行っていきたくと考えている。

○岸田委員 事業を見ていくと、特に若年層を対象にした情報提供や意識啓発をされていくのかと思うが、20代前半を対象にした理由について伺いたいと思った。性暴力に小さい頃から遭う可能性を考えると、もう少し若い年代のときからその発達に応じてしていく必要があるかと思ったが、あえてそこに焦点を当てた理由について伺

いたいと思う。

○西村平和・人権課長 こちらは、内閣府の取り組みとしても、まず若年層、20代前半の方にライフステージが変わる中、進学していく中でやはり被害に遭われること、また課題になる可能性がある方がいるということが取りざたされていたので、そういったところにまず一つ着目して取り組みを進めていきたいと考えているところがある。ただ、前提として、委員が言われたとおりの小さい頃からの意識づけが重要と考えているので、市の事業の中でどのような応援が実施できるかについて、こういった計画を通じてまた取り組みを進めていきたいと考えている。

○岸田委員 高校生等は通学の範囲が広がって電車に乗ると痴漢の被害に遭ったり、あるいはスマートフォンを誰もが持っていて、誰もが簡単に盗撮できるような時代に入ってきたので、ぜひそういうところを丁寧に進めていただきたいと思う。

○石山委員 細かいところであるが、この概要版の3ページ目の重点施策3の右下のところに、女性の視点で考える体験型防災講座が11月16日に行われたというところで、参加者は何人ぐらいいたのか。男性と女性の割合がわかれば教えてもらいたい。

○西村平和・人権課長 参加者は全員女性だった。参加人数が10名だった。

○石山委員 災害時等での女性の視点というのは私も大変重要だと思っているが、これはぜひ男性に参加していただかないと意味が伴ってこないところがあると思うので、この施策を考慮していただくのはもちろん当たり前のことであるが、それにぶら下がるこういった講座の内容は、しっかり男性が出てきたほうがよい内容だと思うので、そこについては男性が入れるような仕掛けとか仕組みをつくっていただきたいと思うので、それをお願いして質問を終わりにする。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件2番、南野二丁目地区地区計画変更に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

○小柳都市整備部長 協議会案件2番から13番までの12件が都市整備部の案件になる。案件については、それぞれ担当する課長から説明させていただくのでよろしくお願ひする。

○松本都市計画課長 それでは、協議会案件2、多摩市南野二丁目地区地区計画変更についてご説明させていただく。協議会2の資料をお開きいただきたいと思う。本件については、前回の令和7年度第3回多摩市生活環境常任委員会協議会でもご説明させていただいているが、それ以降の進捗についてご説明させていただきたいと思う。

まず概要についてであるが、こちらについては以前もご説明させていただいたが、南野二丁目地区地区計画の学園地区では学校の用途が高校以上の限られた用途となっているところから、令和7年3月に改定した都市計画マスタープランに基づいて用途の拡大を進めているところである。

検討状況についてである。前回の生活環境常任委員会以降、令和7年9月24日～令和7年10月14日まで南野二丁目地区地区計画変更(原案)について、公告・縦覧を実施した。また、令和7年9月27日に説明会を実施している。

3に進んでいただいて、南野二丁目地区地区計画変更(原案)であるが、こちらの内容については、前回ご説明した内容から変わっていない。1ページ目の下欄が、その概要を示すものとなっている。

2ページ目をご覧願う。4、説明会実施概要及び意見書の内容である。説明会は、南豊ヶ丘フィールドの会議室1で実施し、参加者は3名という状況であった。いただいた主な意見は、表に記載のとおりとなる。参加された方の共通した意見は、5つ目の項目にあるように、恵泉女学園大学の後の利用者がなかなか見つからないのではないかと、事業者が見つからず環境悪化するのが気になるというものがあった。市からは、利活用がされず環境が悪化することは市としても望むものではないので、閉校後環境が悪化しないように恵泉女学園大学と話をしていきたいというご説明をしている。

最後に、5、今後のスケジュールである。地区計画変更原案の内容を変更するような意見はなかったため、今後は都市計画案として手続を進めていく。前回の都市計画審議会でご説明したスケジュールからの変更はない。以降、庁内の会議や東京都との協議を経て、順調に進んだ場合は年度内の令和8年3月に地区計画の変更が告示される見込みである。また、これに伴い、多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例があるが、それについても令和8年第1回定例会において改正を予定している。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○あらたに委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会案件3番、多摩市立地適正化計画の策定に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 それでは、多摩市立地適正化計画の策定に係る進捗状況についてご説明させていただく。協議会資料3、縦置きのものをお開きいただけたらと思う。こちらは前回の令和7年第3回多摩市議会定例会生活環境常任委員会協議会において概要を説明させていただいたが、本日は前回の生活環境常任委員会協議会以降の捗状況についてご説明させていただく。

それでは、1の概要について。この資料に記載のとおり、令和8年度末の策定目標に都市計画マスタープランで掲げる将来都市構造をベースに、居住や都市機能の誘導を図る区域の設定等を行うものである。

2、検討状況である。10月24日に第2回計画検討委員会、11月10日に第2回計画検討懇談会を開催している。

3、今後のスケジュールである。今年度末にオープンハウスを実施していく予定となっている。

では、こちらの資料を閉じていただいて、次のもう一つの資料、16枚物の資料をお開きいただきたいと思う。こちらは、検討懇談会等での意見を踏まえ、これまでの検討内容を計画骨子中間取りまとめ案として整理している。構成は、表紙の目次に示しているとおおり、最終的な計画書の章立てと同様の形とし、各所の概要や基本的な方針を整理している。

次のページに行っていただいて、立地適正化計画の概要である。立地適正化計画は、今後の人口減少・高齢化を見据えた持続可能な都市づくりを目指す計画であるとともに、都市計画マスタープランで目指すまちづくりの実効性を高める計画である。そのため、目標年次は都市計画マスタープランと同様2040年台とし、5年ごとに計画の評価・検証を行い見直すこととしている。

次のページにお移り願う。当市の現状と課題である。初めに、1の人口動向であるが、市全体では今後緩やかに

減少し、特にニュータウン郊外部が減少傾向となっている。また、人口密度は1ヘクタール当たり70人と高い水準で推移する見込みとなっている。

次のページをご覧ください。2の都市機能である。都市機能が鉄道駅周辺に集積し、市全体で商業、医療、高齢者福祉、子育て支援関連施設が徒歩圏に環境が整っているという状況がある。

次のページに移ってほしい。3番の都市交通、4番の災害である。公共交通は、充実した公共交通ネットワークが形成されている。また、災害は、聖蹟桜ヶ丘駅周辺の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域など災害リスクの高いエリアの分布について整理している。

次のページ、5の公共施設、都市インフラである。老朽化が進行している一方で、更新や維持管理にかけられる自主財源が限られていることについて整理している。

以上を踏まえて、都市機能、居住、公共交通、防災の4分野で課題を整理している。初めに、都市機能については、駅周辺に都市機能が集積する一方で、商業業務機能の撤退、施設の老朽化・機能低下が顕在化しているため、各駅の特性と役割に応じた計画的な土地利用、機能更新の誘導が必要であると考えている。

次に、居住である。市全体としては一定の人口密度を維持する見込みである一方、ニュータウン郊外部では人口減少・少子高齢化が先行しているため、若年世代の定住・転入を促す必要があると考えている。

次に、公共交通である。公共交通は、充実したネットワークが形成されている一方で、利用者減、運転手不足等による利便性低下が懸念されるため、バス路線沿線への人口集積を持続的に確保すること、交通分野の施策との連携が必要であると考えている。

4点目の防災についてである。災害リスクに向けた対策を進めていくことが必要であると考えている。

次のページにお移り願う。立地適正化計画の基本的な方針である。1の都市づくりの方針については、都市計画マスタープランに掲げる都市づくりの将来像を継承するものとしている。

次に、2の都市の骨格構造である。拠点は、役割に応じて都市計画マスタープランの拠点を再分類し、めり張りをつけた拠点の形成を目指す。地域拠点は、特性を踏まえた拠点形成を目指す観点から、地域拠点、鉄道駅近隣センター、コミュニティ施設の3種類の拠点到分類する。併せて、南多摩尾根幹線を都市計画マスタープランの軸から拠点に再定義し、広域型複合拠点として位置づ

けることとした。以上を踏まえ、下段の表に拠点の位置づけと役割を整理している。

次のページに移っていただいて、公共交通軸については、拠点間連携やサービス水準の高いバス路線を中心に設定し、拠点と併せて下段の都市の骨格構造として明示している。

次のページに移っていただいて、3の誘導方針である。ここでは課題をどのように解決していくか、都市の骨格構造をどのように実現していくかという観点で、都市機能や居住などの誘導方針を整理している。初めに、都市機能である。拠点の役割を踏まえた戦略的な都市機能の誘導方針としている。ここで言う戦略的というのは、立地適正化計画の策定によって活用可能となる制度の利用や関連分野との連携による取り組みを推進することを指している。

次に、居住である。課題で整理した内容と同様に、人口動向の地域間格差を踏まえ、地域の特性や状況に応じた良質な住宅ストックの形成、住宅団地の再生等を促進するなど、子育て世代にも魅力を感じてもらえる住環境の形成に取り組む方針としている。

次に、交通である。公共交通沿線への居住誘導を進め、既存の公共交通ネットワークの維持・充実を図る方針としている。

最後に、防災である。地域ごとの災害リスクを踏まえ、ハザードの回避と減災対策の両立を方針として位置づけている。

次のページをご覧ください。都市機能誘導区域及び誘導施設である。1の都市機能誘導区域の設定方針であるが、拠点の役割や都市機能の誘導方針を踏まえ、都市拠点の3拠点、地域拠点の鉄道駅の1拠点の計4拠点を設定する方針としている。広域型複合拠点については、本市独自の（仮称）準都市機能誘導区域として位置づけ、今後の土地利用転換の進捗に応じて将来的に立地適正化計画における法定の都市機能誘導区域の設定を検討する方針としている。

次のページにお移り願う。都市機能誘導区域の設定範囲についてだが、こちらの図のとおりおおむねの範囲を示す方向で考えている。

次のページをご覧ください。2の誘導施設の設定方針である。上段の表の立地適正化計画の手引きで示される誘導施設の例示を踏まえ、多摩市における誘導施設であるが、都市拠点に広域的かつ高次な都市機能を、また地域拠点の鉄道駅には日常生活に係る拠点的な都市機能候補とし

て設定する方針としている。具体的な誘導施設を設定する際には、こちらの下段のフローに示すとおり、駅周辺拠点に配置されることが望ましい施設を選定し、誘導施設として位置づける方針としている。

次のページにお移り願う。居住誘導区域の設定方針である。おおむね20年後も人口密度が現在と同様に一定水準以上は維持されることが予測されるため、市街化区域全域を居住誘導区域に設定する方針としている。だが、災害レッドゾーン、住宅立地を制限している地域等については、法令や土地利用の現況、規制等を踏まえ、居住誘導区域に含まない方針としている。災害イエローゾーンについては、防災減災対策による災害リスクの低減を図ることを前提に、居住誘導区域を含める方針とする。また、公園緑地や生産緑地については、住宅立地の実態や将来の宅地転換の可能性を踏まえ、慎重に判断する方針としている。

次のページに飛んでいただいて、第6章の誘導施設である。誘導施策の考え方をご説明させていただく。こちらは実際に計画を運用していくための仕組みの部分となる。立地適正化計画を作成することで活用できる制度も使いながら各種施策事業を実施し、計画の実効性を高めていく。また、計画策定後には届け出制度を運用していくので、届け出制度についても記載している。

最後のページをご覧ください。最後に、防災指針と進捗管理の考え方である。防災指針では、ハザード情報の整理から具体的な取り組みの検討までの流れを明確にし、地域ごとの課題に応じた対応を進めていく。計画の進捗管理については、おおむね5年ごとに評価と見直しを行うPDCAサイクルを想定している。評価指標としては、居住誘導区域内の人口割合や都市機能誘導区域内の誘導施設の割合などを想定している。長くなったが、説明は以上である。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件4番、生産緑地地区の都市計画変更について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 では、協議会4、生産緑地地区の都市計画変更についてご説明させていただく。協議会4の資料をお開きいただきたいと思う。

生産緑地地区の都市計画変更についてであるが、本件

は例年ご報告させていただいているものであるが、今年度、1ページ目の(1)のところをご覧いただきたいと思うが、今年度一部削除が1件、全部削除が3件、一部追加が1件あり、生産緑地地区が125地区から122地区へ、面積が23.80ヘクタールから23.62ヘクタールへ、約0.18ヘクタールの減となった。

次に、(2)削除を行う位置をご覧願う。今年度は、表にお示しさせていただいたとおり一部削除が138番の1件、全部削除が45番、148番、166番の3件、計4件あった。

(3)追加を行った位置をご覧願う。今年度は、表にお示したとおり47番の一部追加が1件あった。

(4)の面積精査を行った位置をご覧願う。地籍調査の結果の登記に伴う面積精査が23番、25番の2件あった。

資料の2ページ以降5ページまでが生産緑地の地区計画図となるが、2ページから4ページに黒塗りしてあるところがある。こちらが今回削除される箇所。最後の5ページ目に、横しまの表記がされているところがあるが、そこが今回の追加箇所となっている。47番というところがこの5ページ目の左側の上と真ん中あたりにあるが、北側に既に指定されている47番と今回追加指定の場所とに距離が少しあるが、同一所有者かつ800メートル以内ということで一団のものとして位置づけるところである。このことについては、令和7年11月28日の都市計画審議会で審議していただき答申を得て、12月10日告示済みである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件5番、特定生産緑地の指定について、市側の説明を求める。

○松本都市計画課長 協議会5、特定生産緑地の指定についてご説明させていただく。こちらについては、12月10日の総務常任委員会協議会においてもご報告させていただいている案件である。

1ページ目の1をご覧願う。特定生産緑地の指定であるが、生産緑地は30年経過すると市町村長に対して買い取り申し出ができるので、そうすると宅地等に転用されて緑を失う可能性があるが、特定生産緑地に指定することで買い取り申し出をする時期を10年延長することができて生産緑地が当面維持され、所有者にとっては税制特例措置が継続されるというメリットがあるものである。

2の令和7年度に特定生産緑地に指定する生産緑地についてをご覧いただきたいと思う。下の表の太枠で囲った部分の白丸のところが今年度の指定対象となるが、平成8年度指定の生産緑地については既に昨年度指定済みということで、今年度の指定はなかった。

これまでの経過については、3の令和7年度指定の生産緑地に係るこれまでの経過についてのとおりである。

続いて2ページ目、4、令和7年度の特定生産緑地の指定についてをご覧いただきたいと思うが、今年度申請のあった生産緑地がAのゼロヘクタール、昨年度までの累計がCの約22.0ヘクタールある。合わせて今年度までの生産緑地の合計が約22.0ヘクタール、全体の面積が約23.6ヘクタールであるので、93%の指定が終了しているところである。これらの内容については、生産緑地法第10条の2の規定に基づき、11月28日の都市計画審議会において意見聴取を行っている。

(2)の特定生産緑地の公示内容であるが、特定生産緑地全ての指定の面積、位置及び区域は3ページ以降にお示しさせていただいているので、ご確認いただけたらと思う。

最後、5番目の今後の予定である。来年度以降の特定生産緑地の指定については、現存する生産緑地地区には平成9年度から平成13年度に指定されたものがないことから、令和12年度指定と平成4年度指定で既に特定生産緑地として指定されているものの2回目の指定が対象になる見込みとなっている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件6番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、市側の説明を求める。

○内田ニュータウン再生担当課長 協議会6の多摩ニュータウン再生の進捗状況についてをお聞き願う。本日は、主な取り組みとして、公的賃貸住宅の再生についてご報告をする。

初めに、都営住宅の団地再生の状況について、資料の3ページ目の位置図もご覧いただきながらお聞き取り願う。まず①、図では右側の4丁目の2期では、現在建て替え工事が進んでいる。2号棟(B棟)については、移転対象者の移転がおおむね完了している。残りのA、C、D、E棟の整備工事については、令和8年11月に完了を

予定している。②の3・4期については、建築工事の基本設計を完了し、実施設計、建築工事と進められていく予定である。

次に、③、図では上側にある和田・東寺方団地についてである。造成工事に係る設計及び建築工事に係る実施設計を実施中である。現在既存建物が1棟残っているが、今後除却予定と伺っている。都営住宅については以上である。

次に、UR都市機構の団地再生についてご報告する。こちらは4ページ目のUR賃貸住宅の位置図をご覧いただきながらお聞き取り願う。まずUR諏訪団地についてである。図の①の第I期事業、諏訪先工区と図で示している。こちらについては148戸の住宅が完成して移転対象者の引っ越しを完了し、新規入居については11月14日より順次入居が始まっている。新規募集については104戸である。継続募集中の部屋も数戸残っているが、子育て世帯、若い夫婦世帯が約4分の1入居しており、単身世帯を含めると新規入居世帯の3割強が若い年齢層であると伺っている。次に、②の第II期事業である。図中で②諏訪後工区と示しているところでは、居住者の移転が完了し、建物の除却工事の入札手続中である。現地は安全管理のためバリケードで敷地を囲っている状況である。こちら除却後についてはUR賃貸住宅の新築を予定している。こちらは全て新規募集を考えており、先工区よりもファミリー向けの間取りをふやすなど、より多様な世帯が暮らすことができるよう計画をしていくと伺っている。

続いて、UR永山団地についてである。③の旧東永山小学校跡地では11階建て360戸のUR賃貸住宅について、今年の7月より建設工事が始まっている。令和10年8月の完成予定である。また、その他の団地再生の計画概要について、事業により移転の対象となる居住者に対し、12月4日、5日、7日にてUR都市機構より説明会が実施された。図ではお示ししていないが、4-1-1号棟、こちらはゆりのき保育園の西隣と4-3街区、尾根幹線沿道の1区画である。こちらについては、旧東永山小学校の新築物件やその他既存住宅物件などに引っ越しをしていただく計画となっている。移転後については、4-1-1号棟の跡地については、団地にお住まいの皆様のご利便性を将来にわたって確保し、暮らしに必要な機能の導入を検討するとしている。4-3街区の跡地については、東京都、多摩市と連携しながら、隣接する旧南永山小学校跡地との一体的な活用も念頭に、住宅以外の用途へ土地利用転換を図り、地域の魅力を向上させるための

新たな機能の導入を検討するとしている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件7番、メタセコイア通りの街路樹基本剪定について、市側の説明を求める。

○中央道路交通課長 協議会案件7番、メタセコイア通りの街路樹基本剪定について説明させていただく。タブレット資料のメタセコイア通りの街路樹基本剪定の資料をご覧願う。本委託は、1年前にもご報告させていただいたが、メタセコイア通りの大きくなったメタセコイアを基本剪定する第2弾となっている。

大きな1番であるが、まずメタセコイアの現状についてである。この並木は約650メートル続き、多摩市の観光スポットの一つになっている。現状で定期的に剪定ができていないような状況になっており、現在の樹高が30メートルを超えるような箇所もある。様々な課題があり、例えば根上がり、枯れ葉による集水ますの詰まり、根が下水道管に侵入する、信号機が見えないといったことが発生している状況である。ここ数年では、民地内に影響を及ぼすような苦情も寄せられており、このたび基本剪定を実施させていただく。

(1)の対象路線であるが、左側の地図のとおりである。緑色の範囲は昨年度実施しており、今回は赤色線の範囲、1つ目の区間は南多摩尾根幹線道路から鶴牧中学校東側のところまでの区間、2つ目が南鶴牧小学校東側付近から多摩モノレール通りまでの区間、この両側の歩道の52本の剪定を行う予定である。

続いて(2)市民からの主な要望事項になるが、歩道の根上りを解消してほしいといったご意見、あとは強風時に街路樹が大きく揺れて窓ガラスに接触するといったようなご意見、集合住宅の雨樋に落ち葉が詰まるので清掃してほしいといったようなご意見が寄せられている。左下の写真は集合住宅の屋根から撮った写真であるが、建物が約20メートルあるが、それに対してメタセコイアの木は30メートル近く伸びているような状況である。右側の写真は地上部の様子になる。

続いて2ページをご覧願う。大きな2番、メタセコイアの基本剪定について。(1)基本剪定の概要である。今年度実施する対象本数は残る52本としている。全部で114本のうち、62本については昨年度実施している。(2)基本

剪定の方針。1つ目としては集合住宅への影響をなくすこと、2つ目としては枯れを防ぐために大幅な剪定はしないこと、3つ目としてはどれだけ樹高を落とすことができるかで、昨年度は、受託した造園会社と意見交換を重ねて街路樹が枯れない程度かつ景観が損なわれないよう大体25メートルぐらいまで頭打ちをしている。そして最後であるが、樹形を整えながら並木としての統一美を継続することとしている。

(3)基本剪定のイメージである。中央の剪定イメージのように樹形を三角形の形を保つように剪定し、右側のプリンみたいな形にはしないということで考えている。

(4)今後のスケジュールである。12月16日に契約予定となっており、12月中旬から1月上旬までに事前周知を行い、年明け1月上旬から3月下旬にかけて剪定を行う予定となっている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件8番、舗装補修工事について(令和7~8年度)、市側の説明を求める。

○穴戸道路交通課長 協議会案件8番、舗装補修工事について説明させていただく。タブレットの舗装補修工事についてをご覧ください。

この工事は、債務負担行為いわゆるゼロ市債工事になる。ゼロ市債工事については、工事の施工時期等の平準化と公共工事の品質確保、その担い手となる主に市内業者の中・長期的な育成と確保を図るために、比較的小規模な舗装補修工事について次年度の早期のところでも工事を進めるといような不調・不落防止にもつながるような目的として実施するものになっている。路線の選定については、日常の道路パトロールの中で確認した穴埋めの発生頻度が高い生活道路、あとは幹線道路の交差点付近やバス停など局所的に補修が必要な箇所を選定している。

本件については、5件提案させていただいている。1つ目が、図面左上の①-1になる。こちらは中和田通りである。施工する場所は、「帝京大学北」というバス停があるが、そこから昔ガソリンスタンドがあった付近までの区間約130メートルになる。こちらについては凸凹が多く、近くで舗装段差による事故等も起きるような状況となったため、選定させていただいた。

続いて図面真ん中の上、①-2である。こちらは小野神社通りになる。こちらは先ほどの中和田通りと一緒に工事発注する路線となっており、延長約75メートルである。市民からの苦情で部分的な補修を繰り返し行ってきたような場所になっており、亀甲状のひび割れ、道路表面には浅い凸凹があるような状況になっており、選定している。

続いて、2件目、図面右側の②である。こちらは聖ヶ丘学園通りである。施工する場所は、聖ヶ丘中学校の西側に位置するカーブしている道路の区間約120メートルになっている。こちらは舗装表面の剥がれが結構あり、現地はざらざらしているような表面になっている。そのため選定させていただいた。

続いて3件目であるが、図面右上の③になる。こちらは記念館通りである。施工する場所は、記念館通りの一番坂を下り切った約140メートルのところである。こちらは亀甲状のひび割れが多数あり、アスファルトの下にある路盤と言われる砕石部分の状態も悪く、市民からの要望もあったので選定させていただいている。

4件目、図面下側の④である。こちらは永山すずかけ通りになる。施工する場所は、医師会館の西側付近約190メートルになっている。こちらはバスが通行する路線でもあり、クラックが多数あるということで選定させていただいた。

最後5件目、図面左側の⑤になる。こちらは通称ガーデンロードと言われるような生活道路の一部になる。昨年度から引き続きやらせていただく期間であるが、唐木田駅の西側付近約200メートルの範囲でやらせていただく状況である。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件9番、道路整備計画等の改定について、市側の説明を求める。

○穴戸道路交通課長 協議会案件9番、道路整備計画等の改定についての資料をご覧ください。本委託は、右下の写真にある3つの計画が間もなく計画期間の終了を迎えるときに近づいてきているため、3つ合わせて改定に向けた作業を開始したということで本日も報告させていただく。大きな3番にも記載しているが、1つ目は多摩市道路整備計画になり、道路の拡幅整備路線などを重要整備

路線として位置づけている計画になる。2つ目は多摩市無電柱化推進計画になり、優先的に電柱化を整備していく路線を位置づけている計画である。3つ目は10年間の舗装を更新する路線を示したものになる。この3つの計画を併せて改定することにより、個々の計画改定にとどまらず複数の計画を一体的に検討することで受託者による合理的な計画延長の実現が期待できると考えている。また、本委託の契約は、価格のみの競争ではなく、受託者の提案によって最大の効果を上げることもできるプロポーザル方式を採用した。

大きな1番、契約状況になるが、8月から11月にかけてプロポーザル方式により準備を進め、参加事業者が4者あったが、このたび資料に記載されている会社と契約をすることになった。契約期間は3年間の債務負担行為になり、12月2日から令和10年2月29日までとなっている。

大きな2番、今後の予定になるが、今年度は現行計画の進捗確認をまず行い、検討事項の整備を進める予定となっている。来年度は必要な調査、歩道や遊歩道について全延長を目視にて確認を進め、AIを活用した画像解析技術を活用して必要な調査をいろいろしながら、計画改定の方向性を示していく予定となっている。最後の年度令和9年度については、パブリックコメントと市民説明会といったもので市民の意見を反映し、令和10年4月に改定するような予定でこれから進めていくところである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件10番、多摩市ミニバス再編について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 それでは、協議会10の資料をお開き願う。多摩市ミニバスの再編についてという資料である。9月のこの場でもご説明をさせていただいたが、ご説明させていただいた内容をもとに、市民向けのオープンハウス等を実施した。これまでの経緯についてご報告をさせていただく。

9月12日に生活環境常任委員会で報告した後、9月下旬に市内3か所でオープンハウスを実施した。その後、その結果をもとに、地域公共交通会議に設置した部会である次期多摩市交通マスタープラン検討部会で10月20日

に1回協議を行った。

また、その後、11月18日に地域公共交通会議で協議し、承認を得たものである。その後、市の経営会議へ報告をさせていただき、正式に決定したところである。

おめくりいただいて、2ページ目、オープンハウスの開催結果である。多くの議員の方にもお越しいただいたが、多摩センターのペDESTリアンデッキ上と聖蹟桜ヶ丘の関戸公民館ギャラリー、永山ではグリナード永山の催事スペースでやらせていただいた。多くの方にお越しいただき、来場者数のところ、多摩センターではパンフレットを配布したのが180枚、来場者数としてはおよそ300人。聖蹟桜ヶ丘では39枚、50人。永山では246枚配布し、350人程度の方にお越しいただいたという状況になっている。

我々職員と一緒に活動しているコンサルタントの方にもご説明いただき、丁寧にお話しできた。皆様にご理解いただいたところ、いろいろなご意見等もいただき、先ほど申し上げた地域公共交通会議に報告したような状況になっている、どうしても便が減ってしまって自分が乗っていたものが乗れなくなったというご意見などもあったが、総じて仕方がない、何とか南北線が残って良かったといったご意見が多かったかと考えている。

今回地域公共交通会議でまとめることができたので、今後の予定のところに記載しているとおり、今後運行事業者から国への認可・届け出を踏まえ、周知等に入っていきたいと思っている。また、市民向けには、たま広報の1月20日号で特集面を確保したのでここでの周知、早い段階から市公式ホームページや運行事業者のホームページ等で実際の時刻表が見えるようにしていきたいと考えている。運行の開始時期については、4月1日を予定している。

3ページ目以降については、6月のところでご報告させていただいたものと同一であるので、説明については省かせていただく。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件11番、多摩市交通マスタープラン(素案)について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 協議会11であるが、資料が3つある。まず1つ目をお開き願う。これまでの検討の経

緯等についてまとめさせていただいている。この内容については、前回の9月のミニバス再編のところから少し出させていたが、経緯については初めてになるかなと思うので、少し説明をさせていただきたいと思う。

昨年10月から具体の協議が始まっており、地域公共交通会議での議論から始まっている。また、11月に市内3か所でワークショップ等を行ったところである。その後交通事業者へのヒアリング、市民向けのアンケート調査等を行ってきた。それを何度か地域公共交通会議に戻してということ踏まえ、ようやく形がまとまってきたところである。

先ほど申し上げたミニバスのオープンハウスで併せてこちらについてもお披露目をさせていただき、市民の方にご意見をいただいたところである。11月の地域公共交通会議で素案がまとまったので、市の会議を経て一旦決定させていただいたものである。

今後の予定であるが、2ページ目をお開き願う。12月22日からパブリックコメントを約1か月間行う。2月上旬にまた地域公共交通会議の検討部会を開催し、2月下旬の地域公共交通会議で最終的に決定していきたいと考えている。また、中身にパブリックコメントがあれば、3月のところでご報告をさせていただく予定である。

資料をお戻りいただいて、2つ目は素案になっている。非常にボリュームがあるので、本日は説明を割愛させていただく。

資料3つ目のA3判横になっているものをお開き願う。簡単にご説明させていただくが、基本理念のところ、「どこにいらしていても 子どもから高齢者まで 安心・安全に どこへでも快適に移動できる」、このように設定させていただいている。

その下の図のところをご覧願う。広域交通、幹線交通、地域密着型交通、主要交通拠点、新たにモビリティハブというものを整理させていただいている。これまでの鉄道やモノレールという広域的なもの、路線バス、その中でも特に運行頻度の高いものを今回主要幹線交通ということで新たに整理させていただいた。また、地域密着型交通とバスの連動といったところを高めていくために、モビリティハブを新たに整理させていただいたものである。

続いて裏面をお開き願う。裏面のところで事業を整理させていただいている。今回の計画期間は7年であるが、7年間かけて徐々に進めていくものを整理させていただ

いた。事業1に関しては、交通事業者との協議や関係機関との協議ということで、少し目先の長いものを整理させていただいている。リア中央新幹線の開通、BRT等の新たな交通サービス、空飛ぶ車についてもここで整理させていただいている。

事業2については、シルバーパス制度の見直し等で路線バスの収支改善を図っていくようなことを整理させていただいている。

事業3については、公共交通の担い手確保について整理させていただき、自動運転技術の活用についてもここで記載させていただいているものである。

事業4については、ミニバスの再編で、先ほどご説明させていただいたものである。

事業5については、今回新たにということになるがタクシーの活用で、これまでタクシーは地域公共交通なのかということで国や都と自治体間でも扱いが少しずれてきているところがあった。多摩市では、タクシーを積極的に地域公共交通として活用していくということで、ここで明示させていただいたものである。

事業6については、パーソナルモビリティの導入検討ということで、これまでシェアサイクルの導入を進めてきているが、今後新たにああったサービスが広まるということで、この辺を整理させていただいたものである。

事業7については、先ほど申し上げたようなモビリティハブの整備、交通結節点特に駅といったところの利便性確保に注力していきたいということである。

最後に事業8は公共交通の利用促進ということで、今後たま広報等も活用して積極的に市民の方に訴えていく機会を整理していきたい、また他市でやっているようなバス無料デー等、何かイベントのようなものも事業者と協力しながら開催できればと考えているところである。

簡単なスケジュールについては、記載させていただいているとおりである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件12番、自動運転バスの実証運行について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 協議会12の資料をご覧願う。自動運転バスの実証運行についてである。前回議会で予

算をお認めいただいたものであるが、今年の変更についてご説明をさせていただく。

表の下の部分、左をご覧ください。運行ルートと記載されているところである。鶴牧循環という系統で多摩センター駅から南鶴牧小学校を通過して最終的に多摩センター駅に戻ってくる循環のルートである。およそ4.7キロメートルのルートである。鶴牧循環と同じルートを通るが、国の認可の関係で少し変えないといけない部分があり、帰りの多摩郵便局については停車しないルートを通らせていただいている。今回12月から実際に調律走行ということで車両を走らせているが、一般向けの試乗については1月10日から2月1日までの期間、土日祝でやらせていただく。1日4便程度で所要時間約25分を見込んでいるものである。

このたびは昨年と比べてかなり大きいいわゆる大型バスになっているので、1便当たり25名を定員にさせていただいているものである。運賃等については記載させていただいているとおりである。昨年と比べてもかなり大きい車両ということであまりうまく走るか少し不安もありながらこれまで見守っていたが、これまでのところ順調に調律が進んでいるので、1月に市民に乗っていただく際にはかなり仕上がった状態で進化についても捉えていただけるかと期待している。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件13番、多摩市第3放置自転車等保管場所の閉鎖について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 資料協議会13をご覧ください。駅前撤去した自転車等については、撤去後それぞれの保管場所に保管し、そこで返却業務を行っていた。現行は第1放置保管場所と第3放置保管場所の2か所に対応していたが、このたび見直しを行い、一方を閉鎖していきたいと考えている。

見直しの内容を1ページ目に記載させていただいているが、聖蹟桜ヶ丘にある第3保管場所について閉鎖し、豊ヶ丘にある第1保管場所に統合していきたいと考えている。これまで開所時間についても午前8時から午前11時と午後5時から午後8時ということで少し時間が分かれるような形で行っていたが、そちらについても午前と午後を分けることなく一つの時間帯にし、短縮して営業

していきたいと考えている。一旦午後1時から午後6時と整理させていただいているが、現状調整中であり、少し前後させていただく可能性もあることをご承知おきいただければと思う。

簡単に経緯等について書かせていただいているが、2ページ目をお開き願う。2、周辺市との比較というところである。これまで2か所でやらせていただいていたが、周辺市を改めて見るとそこまで手厚くやられているところも少なくなってきたということ、このたび踏み切らせていただいたところである。

ページをおめくりいただいて3ページ目であるが、これまでかなり長い時間営業していることもあり、撤去後は多くの方にお越しいただくが、それ以外の時間帯はなかなか返還業務もないということで、そこで勤めている方は月に数回程度しか返還の対応をしないということも発生していた。そうすると、その業務への習熟がなかなか進まなくて、トラブル等が発生してきたところである。全体的に少しキュッとすることによって、そういったスキルアップについても図っていきたいと考えているものである。

4ページ目は、短縮しても何とかしつかりやっていけるといところを整理させていただいたものである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件14番、廃食油の拠点回収実証実験の結果について、市側の説明を求める。

○横堀環境部長 環境部からは1件、資源循環推進課から廃食油の拠点回収実証実験の結果についてご報告をさせていただく。また、こちらの日程には入っていないが、事前に委員長と事務局に承諾を得ているが、東京たま広域資源循環組合の関係で1件、口頭で説明をさせていただきたいと思うのでよろしく願う。それでは、星野資源循環推進課長より説明をさせていただく。

○星野資源循環推進課長 それでは、廃食油の拠点回収実証実験の結果についてである。本年3月の定例議会に伴う生活環境常任委員会の中で、実証実験をやるというご説明をさせていただいた。廃食油については、SAFという航空燃料に転換してリサイクルをして飛行機の燃料にしようということで、本年東京で世界陸上大会とデフリンピック大会が行われたということで、オール東京

でその機運醸成をしていこうという中の一つの施策で、東京管下の区市町村で一緒にやるところはないかということで、資機材については東京都に提供してもらおうということで当市もエントリーをさせていただき、5月から10月末まで関戸公民館、永山公民館、エコプラザ多摩、アクアブルー多摩と総合体育館、武道館で拠点回収をさせていただいた。結果として、これは速報値であるが、関戸公民館では94リットルの回収、永山公民館で111リットル、エコプラザ多摩で50リットル、アクアブルー多摩で45リットル、総合体育館71リットル、武道館で14リットル、合わせて385リットルの廃食油の回収ができたということである。こちらについては既に業者に引き取っていただいてリサイクルされている状況である。

今後の状況であるが、一旦この実証実験については終了という形になるが、2月28日と3月1日に行われる多摩エコフェスタの会場で、昨年度も行ったが資源循環推進課のブースで廃食油の回収を行う予定である。ちなみに昨年エコフェスタでは約60キロの廃食油の回収をさせていただいた。あと多くの議員の皆さんにもご来場いただいたが、実際にうどん屋さんで天ぷらを揚げるところから始まって最終的に航空燃料になっていくという、あれと同じようなものをまたバーチャルリアリティーで体験していただこうと考えているところである。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

先ほどの件について説明をいただきたい。

○横堀環境部長 では、引き続いて星野資源循環推進課長から説明を差し上げる。

○星野資源循環推進課長 それでは、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設について1件、口頭にてご報告を申し上げます。令和7年11月27日金曜日の午前中、エコセメント化施設の一部、排ガスを誘引するファンの軸の受け口、ちょうどエコセメント化施設の屋上から見るとその部分が見えるが、機器トラブルで潤滑油が漏れてしまい、火災が発生した。なお、火災は直ちに鎮火し、これに伴う人的被害はなく、排ガス等による周辺環境への影響もなかった。同日施設の運転を停止し、修理期間中は各搬入団体からの残渣、焼却灰の受け入れを停止した。本件については、東京たま広域資源循環組合より日の出町及び地元の自治会、組織団体及び搬入団体、

組合議員には既に報告、情報提供が行われている。

なお、「湿灰」と言って清掃工場において薬剤等で固めた灰については本日より受け入れ開始、「飛灰」と言って乾燥した灰については来週の月曜日15日からの搬入受け入れを開始するというので本日報告があった。今後事故の詳細については、東京たま広域資源循環組合よりホームページ等で公表される予定だと伺っている。

また、本市のごみ処理を行っている多摩ニュータウン環境組合では期間中一部の焼却灰を民間施設に外部搬出の対応を取ったが、本市を含む収集エリアのごみの処理については通常どおり行われているところである。

○あらたに委員長 この件について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、協議会案件15番、「多摩市下水道事業経営戦略」の改定に向けた取組について、市側の説明を求める。

○榎島下水道部長 それでは、協議会番号15番から19番までは下水道事業であるので、私から全て説明をさせていただきます。

まず協議会番号15番、「多摩市下水道事業経営戦略」の改定に向けた取組についてである。経営戦略については、9月の常任委員会において本年度末に達成する旨ご紹介をした。資料の1番のところである。その後の進捗状況についてであるが、これまで多摩市下水道プラン2020や多摩市下水道施設長寿命化計画（ストックマネジメント計画）といった関連計画との整合を図り、一般会計からの繰入金を踏まえる必要があるため、内容等について内部での稟議を図ってきた。作成した収支計画により、向こう10年間について収益的収支は下水道使用料の改定を行わずに黒字を維持できる見通しであり、資本的収支については従前どおり起債を行わずに積立金を活用しながら事業を運営していく見込みとなった。

2番の改定の内容についてであるが、国の通知等の指示を踏まえつつ、以下の4つの点について盛り込むこととしている。1つ目に、直近5か年の実績の分析及び評価の方法として、経営比較分析表を活用し、各指標における経営状況は良好であることを確認している。2つ目に、次期計画での目標の設定として、現在と同等の事業量を確保し、財源においては現金預金の運用益を上げることや不明水対策による汚水処理費の削減を目標としている。3つ目に、経費回収率の向上に向けたロードマップを掲載し、計画期間中の経費回収率が100%を下回るこ

とのないよう定期的に経営状況の見直しのスケジュールを図示している。4つ目に、収支計画の掲載においては、使用料収入を今後の人口減少等加味して積算を行い、支出については実績やストックマネジメント計画を踏まえて作成している。流域下水道への負担金などについては、今後の物価上昇等を踏まえて積算を行っている。

それでは、タブレットの資料の概要版をご覧になってほしい。左側の中段の改定内容のところである。改定内容の欄の1番の現状分析のところであるが、経常収支比率、流動比率、経費回収率など、直近5か年での経営状況がともに100%以上であることを確認している。

2番の将来の事業環境の予測については、右側のページにある上段のグラフに人口の推移、有収水量の推移、使用料収入、施設の改築・修繕に係る費用を実績、目標・想定でお示ししているが、より厳しく経営状況を予測し、厳しい数値での目標設定を行っている。

こうした分析をもとに3番の収支計画を立てており、(1)投資については、ストックマネジメント計画に基づき効率的に施設の更新を進めていくこと、(2)財源については、補助金の獲得のほか、企業債の借入れは行わず、定期預金等の運用などにより黒字を維持できると考えているため、使用料の改定は行わない。(3)として、投資以外の経費について、包括的民間委託の継続でさらなる効率化を図っていくとしている。

4番の経費回収率の向上に向けたロードマップについては、経費回収率は徐々に下がっていく見込みであるので、計画期間中は100%を維持し、実績の見直しや本計画の改定時期についてのロードマップを作成している。

ここで最初の資料に戻るが、3番の今後のスケジュールのところである。令和7年12月24日から令和8年1月23日にパブリックコメントを行う予定である。令和8年2月中旬から下旬にパブリックコメント等に対する意見等の整理を行い、庁内稟議を経て令和8年3月中旬に本委員会に原案を報告し、3月下旬に公表を行う予定である。

本編の素案もタブレットに掲載しているので、お時間があるときにご覧になっていただければと思う。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件16番、多摩市下水道総合治水対策方

針策定に向けた取組みについて、市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 それでは、16番、多摩市下水道総合治水対策方針策定に向けた取組みについてである。こちらタブレットの概要版をお開き願う。

こちらの「はじめに」のところであるが、これからの豪雨災害へ備えるため、従来の河川、下水道の整備だけではなく、あらゆる関係者が共同して治水対策に取り組む必要がある。持続可能な治水対策へ転換を図りつつ水害に強いまちづくりを実現するために、多摩市雨水対策方針を作成をしている。

1番の近年の降雨状況や社会環境の変化についてである。近年気候変動の影響によって全国的に降雨量が増加したことから、時間50ミリを超える強い雨の発生頻度もふえ、過去のデータから近年では1.5倍の発生回数となっているところである。

右側のページの2番の治水対策の現状についてである。河川や下水道の整備状況であるが、市内の大栗川、乞田川については時間50ミリの整備が完了しており、下水道についても雨水管渠、排水ポンプなどは時間50ミリの整備がほぼ完了をしている。流域対策の取り組み状況では、浸透トレンチ、浸透ますといった浸透施設、雨水貯留槽のような貯留施設の設置を進めてきた。そのほかの対策の取り組み状況については、ハード対策のほかにも、ソフト対策としてハザードマップの作成や土のうステーションの設置などの取り組みを行っている。

概要版の2ページ目をご覧になってほしい。3番目の総合治水対策の目標、方針と実現に向けた取り組みについてである。東京都豪雨対策基本方針が令和5年12月に改定され、豪雨への対応として目標降雨を時間10ミリ引き上げて多摩地区では時間75ミリとなり、目標降雨までは浸水被害を防止すること。想定し得る全ての豪雨から都民を守る取り組みを行うこととされた。これを受けて多摩市の今後の治水対策は、新たな目標降雨として時間75ミリに対して河川、下水道、その他の排水施設の整備、それから流域対策で浸水被害を防止することを目標としている。さらに、目標を超える降雨に対して家づくり、まちづくり対策、避難方策の取り組みを進める。

3-1、河川・下水道・そのほかの排水施設整備についてである。河川整備については、東京都によって整備を管理されているので、下水道による浸水対策については、過去の浸水被害の発生状況や将来の浸水リスクといった浸水しやすさと、都市機能や資産、人口の集積状況といった脆弱性の2つの軸による評価によって優先的に

対策を行う地区を設定している。その結果、下水道による対策を優先的に実施する重点地区として、図の3に示す大栗川の下流左岸の地区を位置づけることとしている。重点地区では資料の左下に示す対策を行い、下水道施設の整備水準を時間65ミリへ引き上げを行う。下水道施設整備については、既存施設を最大限活用する方針であるが、道路側溝や在来水路の改築等に合わせて排水能力の強化を検討し、時間65ミリの降雨に対する浸水防除目標とする。

2 ページ目の右側に移るが、3-2の流域対策の取り組みについてである。流域対策として、時間10ミリ相当の流出抑制を行うことを目標としている。取り組み内容としては、資料に示すような方法があるが、そのほかに、多摩市の豊富な緑地などを活用しつつ、グリーンインフラの推進など、新たな取り組みを行うことが目標である。

次に、3の3、ソフト対策、家づくり・まちづくり対策、避難方策の取組についてである。ソフト対策として、流域対策のさらなる促進やマイタイムラインの作成支援などの取り組みを継続拡充することで生命の安全確保をするための備えを充実させていく。

最後に、今後のスケジュールについて説明する。3ページ目をご覧願う。本年12月15日から令和8年1月13日まで素案のパブリックコメントを実施する。その後パブリックコメントの内容を反映した原案を作成して確認を行い、令和8年2月25日の庁議にて原案の決定、3月の生活環境常任委員会においてご報告いたしたいと考えている。公表は3月下旬または4月上旬とする予定にしており、令和8年度から方針を受けてアクションプランの検討を開始したいと考えている。素案についてもタブレットに掲載しているので、お時間のあるときにご覧になっていただければと思う。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 説明をいただいて素朴な疑問というか、地球温暖化の影響で雨がすごくふえているというのは皆さん実感というか体感していることだと思う。その降った雨を素早く河川に流していくとともに流域対策でゆっくりしみ込ませて時間をかけて河川に流していくような対策をしていくのかと思う。それが時間10ミリ相当の流出抑制と書いてあるが、これによる水の収支のようなものはどのような形で調整されているのか。

○檜島下水道部長 雨水の浸透を計画する上で流出係数というものがあり、例えば舗装だと0.85で85%が河川へ

流出していく、あと公園緑地などは0.15で15%が流出していくということである。したがって、そういった公園や緑地のような舗装されていないような面が浸透しやすいところであるが、それらの係数がそれぞれ決められており、それらと面積や降雨強度、雨の降った量であるが、50ミリや100ミリといったものを掛け合わせて流出量を算定していく。そういった中で、流出量に対してどういった浸透施設を造れるか、浸透ますや浸透トレンチといったもので計算した流出量を貯留していくが、それに対して流出し切れないものは例えばポンプで排出するといった計算を行っていく。これらの詳細な算定については、来年度のアクションプランの中で検討していこうかと考えているところである。

○岸田委員 公園や緑地といった公共の部分はあまり変化がない、公園の廃止等がないのでないと思うが、民間ではかなり宅地化され、今日も市道の認定を見てきて、道路になるときと係数も下がるだろうと思う。今は時間10ミリを目標にということだったが、実際多摩市では時間何ミリ相当になるのか。

○檜島下水道部長 令和元年の台風19号のときでたしか時間50ミリから60ミリ前後だったと思う。ただ、今年都内で発生した集中豪雨では75ミリ程度あったということである。想定できないところもあるが、過去のデータによるとこれから1.5倍程度の発生確率となっているので、多摩市においても75ミリの雨が降ることは十分想定し得るところである。その中で10ミリ相当分については貯留・浸透施設や公共用地で吸収していくような計画を立てていく必要があるかと考えている。

○岸田委員 今はそういう機能がどのくらいあるのか。

○檜島下水道部長 現状については来年度のアクションプランの中で正確に出していこうと考えている。多摩市の緑地の状況や、ニュータウンで整備されているので学校施設や公共施設がかなり大きい部分を占めるので、かなり有利にはなってくると思う。計算する中では10ミリ必要ないかもしれない。そういった計算を来年行っていこうかと考えている。

○しらた委員 今のお話の続きで申しわけないが、ということは50ミリの態勢の川のままでよいのかなど。川が今50ミリで、大雨が降った時は結構上のほうまで来ているから、これがゲリラ豪雨や線状降水帯等になっていったときに耐えられるのかどうか少し心配はしているが、その辺の計画は何かあるのか。

○檜島下水道部長 大栗川、乞田川は確かに50ミリで整

備がされていると伺っている。今河川改修をやっているが、現状の中でやっているので流量のアップはしていないところである。ただ、どれだけの対策量ができるかという部分もあるが、例えば大栗川では和田地区で一部かさ上げをしている部分があるし、あと新大栗橋から下流側の多摩川にかけて、片側は連光寺のほうになるが、50ミリで整備はされているが実際のところどのくらいの許容があるのか現状ではわからない部分もある。そういった整備に関することや実態上どうなのかについては、今後東京都あるいは国土交通省と調整し、どの程度排水が可能かも含めて協議していきたいと思っている。

○しらた委員 ということは、多摩市がやることではないから、国と都とこれから協議を一緒にしていただいて安全を確保するというので、ゲリラ豪雨でも何でも時間的にはいつ来るかわからないではないか、そうなると急いだほうがよい。かさ上げをしてもらったりして護岸整備がされて何となく水が少し上には行きづらいようなイメージはあるが、その辺を東京都にしっかりとと言わないと、23区ばかりいろいろきれいにしているようなイメージがあるので、ぜひお願いしたいと思う。

○三階委員 治水や防災災害とは全く関係ないが、地元のことです少し気になることがあった。檜島下水道部長が道路交通課にいたときから言っているが、落合のけやき通りと青木葉通りの交差点のところに水が湧いているというか、最近多くなってきてずっと水たまりになっている。これは以前、よくわからないということであったが、あれから数年たっているが同じような状況がずっと続いている。ここ最近雨も降ってないのに水たまりになっている。湧いているのかどうなのか。これから寒くなると凍って危ない、もしくは陥没してしまうのではないかと地域の人たちから心配だと言われている。あそこの状況はどう把握しているのか。

○檜島下水道部長 道路交通課で検討をしているというお話であるが、私が以前道路交通課にいたのはそれほど前でもないが、その時点で陥没等の調査をやっている。あの時点では特段大きな陥没につながるような事象は見られなかった。ただ、あれから1年たつので、今道路交通課で検討はしているということであるので、その結果を少しお待ちいただければと思う。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件17番、多摩市下水道条例及び多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 それでは、多摩市下水道条例及び多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてである。本件については、令和8年3月議会に上程予定の2件の条例改正について、改正に先立ちご報告を申し上げるものである。

資料をご覧になっていただいて、1番の概要のところである。1つ目として、多摩市下水道条例についてであるが、公共下水道や流域下水道の設置、運用、維持管理に関する基本的な規定である標準下水道条例が令和6年2月と令和7年4月に改正されており、本件について、それに合わせた改正を行うものである。2つ目として、多摩市下水道事業の設置等に関する条例についてであるが、この後ご説明をする多摩市公共下水道事業計画の変更に伴い、事業計画と整合した改正を行うものである。

2番目の変更の経緯と内容についてであるが、まずは①多摩市下水道条例の改正の1つ目の内容として、これまで宅内の下水道工事は多摩市下水道指定工事店でなければ施工ができなかったが、能登半島地震で多くの家屋で排水設備等が破損したことで指定工事店が不足し復旧が遅れたことなどを踏まえ、災害時はほかの市の指定工事店でも工事ができる内容に改正するものである。2つ目の内容として、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランで示されているアナログ規制の見直しとして、多摩市下水道条例において排水設備工事責任技術者を営業所ごとに専任の配属を求めているものの、標準下水道条例の改正の内容に合わせて兼任を容認する内容に変更し改正することとしている。この改正によって、現在指定を受けている多摩市指定下水道工事店への業務上の影響は特段ないものと考えている。

次に、下側の②多摩市下水道事業の設置等に関する条例の改正の内容として、本市の多摩市下水道事業の設置等に関する条例第3条においては、経営の基本に関する事項として予定処理区域面積と計画人口が定められている。これは多摩市公共下水道事業計画の数値と整合させているものであるが、この事業計画が令和8年3月に改定を予定しているため、今後の事業計画の改定ごとの条例改正が不要となるよう、事業計画で示されている予定処理区域面積と計画人口を引用する規定に改正するものである。

ページをめくって、3番の今後の予定である。令和8

年第1回定例会において条例改正案の上程、可決をされたら、令和8年4月より条例施行を予定している。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 2の①の災害その他の非常の場合において、被災地での排水設備工事が円滑に実施されるよう、市長が他の市長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、多摩市の業者ではなく他市の業者でもよいということである。「災害その他の非常の場合において」とあるが、例えば「その他」というのはどのようなことが考えられるのか。

○檜島下水道部長 ここでは災害時のことを示しているが、そのほか特段の理由というのが具体的に示されていないが、例えば市内の指定工事店が手薄になったところで非常の対応が必要である場合においても、市長の判断で他の市長が認めた指定工事店でも使用できると捉えているところである。ここでは災害時のことをうたっているが、災害時以外に緊急時というか漏水等といった際にも、指定工事店が減っていることもあるので、市長が認める場合は他の市長の認めた指定工事店でも使用できると判断でよろしいかと思う。

○しらた委員 例えば大災害のときは、26市が自分のところだけで手いっぱい他市のことはやっていられない場合もあるかと思う。東京都には区も町も村もあるが、単に市だけでよいのか。

○檜島下水道部長 市だけではなく、区市町村を含めて対応は可能である。

○あらたに委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件18番、令和7年度多摩市公共下水道事業計画の変更について、市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 市令和7年度多摩市公共下水道事業計画の変更についてである。資料をご覧になっていただいて、まず1番目の公共下水道事業計画とはであるが、主要な下水道施設等の流量や排水区画割等を定め、施設整備等の根拠資料となるものである。今回の変更については、既存の令和7年度末までの計画を延伸して、令和8年度から令和11年度までの事業計画を定め、都市計画法に基づく事業認可を受ける予定である。事業計画を定めておくことは、国庫補助金の取得や都市計画税充当の要件の一つとなっている。

2番の事業計画における主な変更点である。本市の事業計画の上位計画である東京都が策定した多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の変更及び事業期間の延伸を受け、今回事業計画における夜間人口を14万770人から13万9,400人へ減じること、就業人口を7万1,490人から6万3,970人に減じること、また日最大計画汚水量を6万7,680立米/日から6万9,602立米/日に変更する。また、開発行為等により整備された管渠の整備実態に合わせた処理分区界・排水区界の変更を行う。

3番の今後の予定である。本年12月中旬より下水道法による本計画の縦覧を2週間程度行う。令和8年1月に東京都へ計画協議及び認可申請書の提出を行い、令和8年3月に事業計画変更という予定で進めていきたいと考えている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

最後、協議会案件19番、流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村負担金(上限額)について、市側の説明を求める。

○檜島下水道部長 それでは、流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村負担金上限額についてである。資料をご覧になっていただいて、1番の概要であるが、令和3年度から徴収が始まった流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村の負担金について、本年10月に東京都下水道局流域下水道本部より、流域下水道改良事業に要する費用の関係市町村負担金の上限額を改めるため、下水道法第31条の2の規定に基づいて意見照会を受け、同意する旨の回答を行っている。現在、東京都では令和8年第1回東京都議会定例会での議決に向けて手続を進めていると伺っている。また、増額の理由としては、物価高騰や人件費の増額、働き方改革等の影響によるものと伺っている。

2番の改定案についてであるが、現行の負担上限額は令和3年度から令和7年度までの5年間の見込額であるため、令和3年度から令和7年度までの負担額累計が現行の負担上限額におおむね達する見込みであることから、令和8年から令和12年度までの5年間の見込額を踏まえて上限額を改めるものであり、改定後の増額については約65億円である。

3番の多摩市負担額の試算であるが、2番の表にある

30市町村の流入水量の割合で負担額を分担するため、多摩市の負担額については令和8年から令和12年まで約4,500万円から約5,000万円の負担と見込んでおり、5か年で約2億4,000万円の負担となる見込みである。年額にすると約1,000万円前後の増額となる見込みである。

今後のスケジュールである。令和8年2月に都議会定例会で審議され、可決後の令和8年3月末に関係市町村に通知が寄せられる予定だと伺っている。

○あらたに委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○あらたに委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後2時32分再開

○あらたに委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後2時33分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

あらたに 隆 見